

○学校法人東海大学監事監査規程

(制定 2007年4月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東海大学寄付行為第13条の2の規定に基づき、監事が行う監査に必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監事監査は、学校法人東海大学（以下「この法人」という。）の業務の執行及び財産の状況の適正性を確保し、もってこの法人の健全な経営に対する社会一般の信頼に応えることを目的とする。

(監事の基本的姿勢)

第3条 監事は、常に公正不偏の立場を保ち、かつ、職務上知り得たこの法人の秘密保持にも十分注意しなければならない。

2 監事は、理事及び学内の関係者等との意思疎通を図り、情報の収集に努め、業務の実態を把握していなければならない。

3 監事は、被監査部門に対して直接指揮命令をしてはならない。

(監査の対象)

第4条 監事監査の対象は次のとおりとする。

- (1) この法人の業務
- (2) この法人の財産の状況

(情報の共有)

第5条 監事は、職務の遂行上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

(他の監査人との連携)

第6条 監事は、会計監査人及び監査室と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的に的確な監査を実施するように努めなければならない。

2 監事は、監査室から定期的に報告を求め、内部監査の結果を活用するよう努めなければならない。

3 監事は、理事長の承認を得て、特定事項に関する調査を監査室に依頼することができる。

(監査の事務補助)

第7条 監事は、監査を行うに当たり、事前に又は必要があると認めるときは、理事長の承認を得て、この法人の職員に監査に関わる事務を補助させることができる。

2 前項の事務補助に関する事務は、監査室が協力する。

3 監査に従事した職員は、監査によって知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(理事会等への出席及び重要書類の閲覧等)

第8条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、理事長に対し、決裁書等重要書類の閲覧及び資料の提供を求めることができる。

(監査計画)

第9条 監事は、重要性・適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定して監査計画を作成し、あらかじめ、理事長の承認を得なければならない。

2 監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

(監査の方法)

第10条 監査は、書面監査及び実地監査の方法により行う。

2 監事は、監査の実施に当たり、役員及び職員に対して質問をし、事実の説明を受け、必要に応じて資料の提供を求めることができる。

3 被監査部門の職員は、監事監査が円滑に遂行されるように協力しなければならない。

4 監事は、監査の実施に当たっては、大学の業務の円滑な遂行及び教育研究の特性に十分配慮しなければならない。

(監査報告書の作成等)

第11条 監事は、監査の結果を踏まえ、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事長に提出し、理事会及び評議員会に報告しなければならない。

2 前項の監査報告書には、実施した監査の概要を記載し、監査の結果につき意見を表明しなければならない。

3 監事は、監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、または理事会及び評議員会に報告しなければならない。

4 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求することができる。

(監査後の措置)

第12条 理事長は、監査報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

(理事長に対する提言・助言等)

第13条 監事は、この法人の健全な経営に資するために、次の場合には、理事長に対して提言・助言を行う。

(1) この法人に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき

(2) この法人の業務に違法又は著しく不当な事実を認めたとき

(3) この法人の経営に関する内部統制について不備を認めたとき

(監事監査実施規則)

第14条 この規程に定めるものの他、監査の実施に必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

付 則 (2007年4月1日)

この規程は、2007年4月1日から施行する。